

## 「魚津市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」の概要

### 1 条例制定の基本的な考え方

「魚津市議会の個人情報に関する条例（案）」（以下、「条例案」という。）の作成に当たっては、魚津市としての個人情報の統一的、継続的な取り扱いと一体的な運用を図るため、次の考えを基本として規定いたします。

- （１）個人情報の取扱いや開示請求の手続き等については、改正法と整合性を図ることとする。
- （２）市長が制定する「魚津市個人情報保護法施行条例」（以下「法施行条例」という。）において規定される内容との整合性を図ることとする。
- （３）現行の魚津市個人情報保護条例（以下、「現行条例」という。）における趣旨や取扱いをできる限り維持することとする。

### 2 条例案の概要

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

##### 第 1 条 目的

現行条例の目的に沿って、次のとおり規定します。

この条例は、魚津市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### 第 2 条 定義

改正法の定義規定に則り、「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」等について規定します。

##### 第 3 条 議会の責務

改正法の機関等の責務規定に則り、「議会の責務」を規定します。

#### 第 2 章 個人情報等の取扱い（第 4 条—第 16 条）

改正法の個人情報等の取扱い規定に則り、「個人情報の保有の制限等」、「利用目的の明示」、「不適切な利用の禁止」、「適正な取得」、「正確性の確保」、

「安全管理措置」、「従事者の義務」、「漏えい等の通知」、「利用及び提供の制限」、「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」及び「匿名加工情報の取扱いに係る義務」等について規定します。

### **第3章 個人情報ファイル、個人情報取扱事務登録簿（第17条—第18条）**

改正法の個人情報ファイル規定に則り、「個人情報ファイル簿の作成及び公表」について規定します。また、法施行条例において、「個人情報取扱事務の登録」について規定される見込みであることから、条例案には、それに沿った内容を規定します。

## **第4章 開示、訂正及び利用停止等**

### **第1節 開示（第19条—第31条）**

改正法の保有個人情報の開示規定に則り、「開示請求権」、「開示請求の手続」、「保有個人情報の開示義務」及び「開示請求に対する措置」などについて規定します。「開示請求の手数料」については、法施行条例では徴収しないこととし、写しの作成及び送付に係る実費のみを徴収する見込みであることから、条例案ではそれに則った内容を規定します。

### **第2節 訂正（第32条—第38条）**

改正法の保有個人情報の訂正規定に則り、「訂正請求権」、「訂正請求の手続」、「保有個人情報の訂正義務」、「訂正請求に対する措置」及び「訂正決定等の期限」等について規定します。

### **第3節 利用停止（第39条—第44条）**

改正法の保有個人情報の利用停止規定に則り、「利用停止請求権」、「利用停止請求の手続」、「保有個人情報の利用停止義務」、「利用停止請求に対する措置」及び「利用停止決定等の期限」等について規定します。

### **第4節 審査請求（第45条—第47条）**

改正法の審査請求規定に沿って、「審理員による審理手続きに関する規定の適用除外」、「審査会への諮問」等について規定します。なお、審査会につ

いては、現行の「魚津市情報公開・個人情報保護審査会」が存続することが見込まれていることから、条例案では、審査請求があったときは、同審査会へ諮問するよう規定します。

#### 第5章 雑則（第48条—第53条）

改正法の雑則規定に沿って、「開示請求等をしようとする者への情報提供等」、「個人情報等の取扱いに関する苦情処理」、「審査会への諮問」及び「施行状況の公表」等について規定します。なお、「審査会への諮問」については、改正法では「審議会その他の合議制の機関に諮問する」と規定されていますが、条例案は、審査請求の諮問と同様に「魚津市情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問するよう規定します。

#### 第6章 罰則（第54条—第58条）

改正法の罰則規定に則り、事務局の職員、委託業務の従事者又は偽りその他の不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者等の罰則について規定します。

なお、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、改正法では「10万円以下の過料に処する。」とされていますが、地方自治法第14条第3項により条例で規定できる過料の上限は「5万円」とされていることから、条例案は「5万円以下の過料に処する。」と規定します。

#### 附則

施行期日について規定します。また、「魚津市情報公開・個人情報保護審査会」に本条例の審査請求時の諮問ができるようにするため、本附則において、「魚津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」を行います。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月31日～同年2月20日	・パブリックコメントの実施
令和5年2月20日～	・パブリックコメントの意見集約 ・条例案の作成
令和5年3月	・議会への上程

令和5年4月1日

・ 条例施行